

日 時：平成30年2月27日（火）13:30～15:50

場 所：農林水産省4階 第2特別会議室

水産政策審議会資源管理分科会 第87回議事録

水産政策審議会第87回資源管理分科会

1 開 会

日 時：平成30年2月27日（火）13:30～15:50

場 所：農林水産省4階 第2特別会議室

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委 員 大森 敏弘 亀谷 寿朗 嘉山 定晃 田中 栄次 東村 玲子
柳内 克之 山川 卓 山本 勇

特別委員 井本 慶子 小杉 和美 近藤 直美 白石 嘉男 菅原 美徳
津田 幸喜 東岡 保 船本 源司 松居 俊治 三國 優
柳川 延之 山内 愛子 山下 久弥 若狭 信幸

3 水産庁側出席者

山口水産庁次長 保科増殖推進部長 太田審議官 藤田企画課長 矢花政策統括官付参事官
廣野漁業調整課長 高瀬漁場資源課長 黒萩栽培養殖課長 久保寺資源管理推進室長
斎藤沿岸・遊漁室長 魚谷生態系保全室長

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1	開 会	1
2	議 事	
	【諮問事項】	
	諮問第294号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に 基づく基本計画の検討等について	2
	諮問第295号 水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成30年度の溯河 魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発 法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画 について	21
	【審議事項】	
	資源管理指針の一部改正について	24
	【報告事項】	
	(1) 太平洋クロマグロの管理の方向性について	25
	(2) 第1種特定海洋生物資源の採捕数量等について	31
	(3) 水産政策の改革の方向性について	31
	(4) 最大持続生産量(MSY)ベースの評価について	32
	【その他】	
3	閉 会	

○資源管理推進室長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、水産政策審議会資源管理分科会を始めさせていただきたいと思います。

私、本日、事務局を務めます管理課長の代理で、資源管理推進室長の久保寺でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会場は、委員の皆様の前にマイクを設置しておりませんので、大変恐縮ですが、御発言の際には、事務局がマイクをお持ちしますので、挙手をしていただき、御発言をお願いしたいと思います。

それでは、委員の出席状況について、御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は、資源管理分科会委員9名中、現在7名、それから大森委員が少し遅れて御着席いただけるということで、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。

また、特別委員は16名中14名の方が出席されております。

では、次に、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の封筒の中の資料でございますが、まず議事次第がございます。封筒の中から御覧ください。まず議事次第がありまして、それから資料の一覧がございます。きょうは資料8まで、少し盛りだくさんですけれども、資料が入っております。

もし資料に漏れや間違いがありましたら、取り替えさせていただきますので、お申し出いただきたいと思います。

資料の方はよろしいでしょうか。

それではきょうは、カメラは、マスコミの方はいらっしゃいませんね。報道関係のカメラ撮りは、ここまでとさせていただきます。

それでは、山川分科会長、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 本日は、皆様、御多用のところ、お集まりくださいましてありがとうございます。

では、早速ですけれども、座って議事に入らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、諮問事項が2件、審議事項が1件、報告事項が4件でございます。このように本日は御検討いただく議題が非常にたくさんございますので、議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初の諮問第294号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」でございますけれども、御検討いただく内

容が、29年漁期、今漁期ですけれども、そのズワイガニTACの留保枠の配分と、それから来漁期、30年漁期のスケトウダラ及びスルメイカのTAC設定、それから平成30年TAC留保枠の配分プロセスの見直しと、大きく3つの議題に分かれております。一つ一つ進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、29年漁期のズワイガニTACの留保枠の配分について、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

まず、細かい説明に入る前に、資料2の諮問文を御覧いただきたいと思っております。読み上げさせていただきます。

29水管第2872号
平成30年2月27日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 齋藤 健

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第294号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成29年11月29日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

という諮問内容になってございます。

それでは、分科会長から御案内のあったTACの変更の部分について課題ごとに御説明させていただきますと思います。

まず、資料2の別紙について、基本計画の新旧対照表が書いてあります。これは毎年のいつものものなものですけれども、ここに平成29年ズワイガニTAC、それからスケトウダラ等の変更部分が、新旧対照表で整理されております。

それから、資料2-1という横長の資料を御覧いただきたいと思います。

29年漁期、今漁期のズワイガニTACの留保枠の配分について御説明します。

この資料2-1の3ページ、1枚おめくりいただきまして、3ページの地図が書いてございます資料、これの日本海西部（A海域）の部分をお覧ください。本海域では259トン留保枠としていたところですが、今回、富山県と福井県からの増枠要望に合わせて、富山県については10トン、福井県については70トン、留保枠から配分をしたいということと考えております。

この結果、富山県の数量は52トン、福井県の数量は298トンというふうに変更になります。それに応じて、留保の枠は変更になるということでございます。

事務局の説明は以上です。

○山川分科会長 ただ今の御説明に関しまして、御質問、御意見等ありましたら、よろしくお願ひします。

これは留保枠の中ということで、よろしいでしょうか。

では、特に御発言ないようでしたら、29年漁期のズワイガニTACの留保枠の配分につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、30年漁期のスケトウダラ及びスルメイカのTAC設定について御議論いただきますけれども、初めに、これらの魚種の資源状況について、事務局から御説明していただいて、御質問を受けた後に、TACの設定について、一つ一つ審議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、事務局から資源状況に関する資料の説明をよろしくお願ひいたします。

○漁場資源課長 漁場資源課長の高瀬です。よろしくお願ひいたします。

それでは、スケトウダラとスルメイカの資源評価について御説明いたします。座って失礼いたします。

常々、資源評価の説明がわかりにくいという御指摘がありますので、本日、資料を用意しまして、資源調査及び評価について、簡単に御説明したいと思います。

資料2-3をお覧ください。

表紙をめくっていただきまして、スケトウダラの写真が載っています。「スケトウダラ日本海北部系群 資源評価結果」について御説明します。

まず、基本的に下の方の図ですが、スケトウダラ日本海北部系群は、能登半島からサハリンの西岸にかけて分布しているということで、今の資源状態において、日ロ双方の水域間における資源の交流は少ないというふうと考えられておまして、日本とロシアは、それぞれの水域に分布する魚を利用しているという状況にあります。

めくっていただきまして、漁獲量の推移ですが、御覧のとおり漁獲量は、1993年以降、急減しております。2015年漁期の漁獲量は5,000トンとなっております、1970年漁期以

降、最も少なくなりました。これは、一つは、2015年漁期のT A Cの削減に合わせて、操業の調整が行われた結果というふうに考えております。

それから、その下から、次のページにかけまして、資源評価の流れを簡単に説明しております。これはコホート解析と呼ばれる手法を使って、評価を行っているわけですが、まず、2016年漁期までの年齢別漁獲尾数、これは、いわゆる資源として加入している2歳以上のものの漁獲尾数を出しております。ここから2016年漁期の当初までの総資源量というのを出して、そこからまた2017年漁期当初の資源量というものを出してしております。

つまり2016年の漁期当初から2017年漁期当初までに自然死亡と漁獲死亡というのがありますので、その減った分を出しているということです。それに加えて、2017年漁期に加入した2歳魚の尾数というのを推定して足すことによって、2017年漁期当初の総資源量、つまり2歳以上の資源量というものを出すというふうな流れになります。

その後、次のページになりますけれども、先ほどと同じようなやり方で2018年漁期当初の資源量、この間の自然死亡と漁獲死亡を引いて、それに2018年に加入した2歳魚の尾数を足すということによって、2018年漁期当初の総資源量というものを出す。ここから漁獲シナリオごとの2019年漁期以降の資源量のシミュレーションというのを出して、2018年漁期のA B Cの候補を出していく。簡単に言いますと、こういう流れで出しております。

その下になりますけれども、調査の種類としては親魚量調査、それから加入量調査というものを行ってございまして、それぞれどういうことをやっているのかということ、次のページに簡単に書いております。

時間がないので、この辺は飛ばしますが、次に、右の方に9というふうに数字の入っている親魚量調査結果というものを御覧いただきますと、右端の方に2016年の親魚量調査の結果というのが出てございまして、結果としては、2015年の調査と同程度ということで、近年の動向を横ばいというのが見てとれると思います。資源量、親魚量の減少には歯止めがかかった状態であるというふうに考えております。

その下の加入量調査の結果ですが、これ、2016年に実施した加入量調査の結果でありまして、これから漁獲の主体となるのが2015年級群ということになりますけれども、2015年、16年級群の豊度は比較的高いというふうに思われます。

次のページの、これもまた加入量調査の結果ですが、ここでも2015年級群の豊度が高いということが示唆されます。

その下、「資源量と親魚量および漁獲割合の推移」という図を見ていただきますと、これらの調査結果を踏まえた資源量と親魚量の推移ですが、近年資源量、親魚量とも下がっていたのが、下げ止まりが見られるということで、資源量については穏やかに増加しているというふうに推定されます。これは、資源は回復しているという漁業者の方の感覚とも一致する結果ではないかというふうに思っております。

次のページで、「資源水準と資源動向」とあります。これは、このまま見てのとおりでありまして、Blimitが15万4,000トンでありますけれども、2016年の親魚量、4.9万トンで

すけれども、Blimitを大幅に下回っている状態です。水準としては、低位で横ばいということになるかと思えます。

下の図ですけれども、加入量の推移を見たものです。1990年代から再生産関係が低い年が続いているわけですが、一因としては、海洋環境の変化というものもあるというふうに考えております。

2015年級群、2016年級群については比較的高い数字になっておりますけれども、これは2歳時点での資源尾数をゼロ歳魚と1歳魚時点での調査結果から見積もった結果ということになりますので、今後、加入して、また漁獲状況などから判断して、大きく変わる可能性もあるということに注意が必要と思っております。

資源評価のまとめとして、次のページにありますように、資源水準は低位、横ばいです。動向は横ばいということになりまして、2015年漁期の資源量は8.8万トン、2016年漁期の親魚量は4.9万トンでありまして、Blimitを大きく下回っているということ。それから、親魚量はBlimit以下であるということで、ABC算定規則に従いまして、管理方策としては10年、20年、30年で親魚量をBlimitへ回復させるABCというものを算定しまして、下のような結果、ABCの候補を出しております。

次のページに、ABCの再評価結果というものが出ております。これは、ここが議論になったところなのですが、2016年漁期ABCの下方修正が行われているわけですが、主に2012年級群の加入量の下方修正によるものであります。

他方、2017年級群のABCについては、上方修正をされております。

では次に、スケトウダラ根室海峡の評価結果です。

これも図を見ていただきますと、根室海峡に分布するスケトウダラ、産卵のために冬季に根室海峡に来遊する群れが主体でありまして、隣接する四島水域やロシア水域にも回遊すると考えられております。

漁獲量の推移ですが、次のページにありますように、2016年漁期は過去最低の4.4万トンでありまして、漁獲量、1989年の11万1,000トンピークに減少して、低い水準にあります。

資源評価の流れは、先ほどの日本海北部と違いまして、これは四島水域やロシア水域にも回遊するというので、精度の高い資源評価のためには、ロシア漁船の操業などについても情報が必要なのですが、そういうものが余り得られていないというふうなことで、ABCなどが算定できるような状況にはありませんので、刺し網・はえ縄漁業のCPUEから算定漁獲量というものをしております。

次のページの資源量指標値の推移ですが、刺し網・はえ縄とも減少している。1990年ころを境に減少ということでした。

その下に資源の水準・動向を載せておりますけれども、これは刺し網のCPUEに基づいて判断したものでして、これで資源水準は低位と判断しておりまして、2016年漁期の刺し網CPUEは過去最低ということでした。

資源評価のまとめとしては、資源状態、低位・減少であります。

次に、先ほど言いましたように算定漁獲量というものを、ここに出しております。次のページが再評価の結果です。

続きまして、スケトウダラオホーツク南部の評価です。

この資源は、ロシアとのまたがり資源であります。評価海域であるオホーツク南部に主体となる産卵場は形成されていないということで、ほかの海域で成長した群れが一時的に来遊しているものというふうに考えられます。

漁獲量の推移ですが、2016年漁期の漁獲量は2.4万トンということになります。

これはオッターロールの導入などによって、1976年前後ですか。非常に増加しましたがけれども、その後、旧ソ連による漁業専管水域の設定などによりまして、漁獲量は減少しております。

資源評価の流れ、その下ですけれども、これもロシア水域での情報が無いということで、日本漁船によるCPUEの推移によって資源状態を判断しております。

資源の水準・動向としては、次のページですけれども、2016年漁期は中位ということで、動向は減少というふうに判断しております。

これもいわゆる算定漁獲量を出しておりますして、この表、7ページと書いてある表に算定漁獲量を載せております。

それから、スケトウダラの太平洋系群の評価結果です。

この資源、常磐から北方四島にかけて分布しているということで、湾内、噴火湾で、稚仔魚期を過ごした後、多くが道東海域や北方四島水域へ移動して、成熟して、また、噴火湾に産卵、回遊してくるという資源です。

2016年の漁獲量は、10万トンであります。90年代くらいまではおおむね20万トンを超えておりましたが、近年、減少傾向にあります。

次の資源評価の流れですが、これは日本海北部系群と基本的には同じ手法、やり方というふうに思っただければと思います。飛ばさせていただきます。

資源量と漁獲割合の推移を、23ページの下に載せておりますけれども、資源量は2016年84.8万トンで、これは1981年以降、大きく減少することなく推移しております。

この資源、卓越年級群の発生によって支えられておりまして、2009年ごろにピークが見られる資源量の増加は、2005年級群や2007年級群によるものと考えられます。

資源の水準と動向ですが、水準は中位、動向は減少というふうに判断しております。

次に、加入量と親魚量の図を載せております。2016年漁期の親魚量、30.8万トンで、これはBlimitを上回る水準でありました。

最近の卓越年級群の発生は、直近では2007年というふうに判断しておりますして、それ以降、卓越年級群は発生していない一方で、2010年、2011年級群の豊度が極めて低い水準であった。これは、主として海洋環境が不適であったことが影響しているというふうに考えております。

資源量のまとめの次に、2018年漁期のABCの候補、現状の漁獲圧を維持した場合と、親魚量を維持する場合と、Target、Limitで4つの候補を挙げております。

最後にABCの再評価結果を載せておりますけれども、これも2016年、2017年ともABCを下方修正をしております、これ、当初評価で仮定した2012年級と2013年級の加入量が、今年度評価で下方修正をなりました、ABCを下方修正することとなりました。

それから、スルメイカに移りまして、スルメイカの冬季発生系群の説明をいたします。

スルメイカ、2系群に分けて資源評価を行っております、1つは、産卵場が日本海から東シナ海北部にあって、日本海を南北に回遊して秋に産卵する秋季発生系群、それから、産卵場が東シナ海で太平洋から日本海に向けて回遊する、冬に産卵する冬季発生系群に分かれております。

それから、ページをめくっていただいて、漁獲の動向を見ていただきますと、2016年の漁獲量は9.6万トンということで、そのうち日本は3.7万トン、韓国が5.9万トンということになっております。ほかに中国、ロシア、北朝鮮なども利用していると思われませんが、中国や北朝鮮については実態が不明であります。

資源評価の流れですが、イカは一年生ですので、先ほどのスケトウダラのような、そういう計算はしないで、資源調査、調査船調査や漁獲の状況調査などによって、2017年漁期の資源量を推定して、再生産関係から2018年漁期の資源量を予測して、ABCを出しております。

次の資源の動向ですけれども、資源量としては、2017年については21.7万トンで7億尾というふうに推定しております、水準は低位で動向は減少で、漁獲割合は2016年については38%というふうに計算しております。

次の図ですけれども、2017年の親魚尾数は、Blimitを下回っているということが、この図からわかるかと思えます。

2018年のABCですが、親魚量を増大させるシナリオでは、4種類算定しております。

それから、スルメイカの秋季発生系群の方ですけれども、これも漁獲の動向の図を見ていただきますと、2016年の漁獲量、計8万2,000トンで、日本は2万6,000トン、韓国が5万6,000トンという漁獲です。

これも先ほどの冬季と同様、北朝鮮、ロシア、中国も漁獲をしておりますが、まず、北朝鮮については情報がありません。また、中国やロシアも断片的な情報はありますけれども、継続して、例えば何トン獲れましたというふうな情報は得られておりません。

資源評価の流れは、冬季発生系群と同じです。

資源の動向ですが、2017年96.8万トンで、水準としては中位で、漁獲割合2016年9.1万トンでありまして、傾向としては減少というふうに判断しております。

これも現状の漁獲圧を維持した場合と親魚量を維持した場合の4つのパターンで、ABCを算定しております。数字については、ここに書いてあるとおりです。

長くなりましたが、私からの説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今の御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたらよろしくお願ひいたします。これらの魚種のTACにつきましては、後ほど御議論いただきますので、まず資源評価について、よろしくお願ひいたします。

山下委員。

○山下特別委員 スルメイカのことですけれども、一つは石川県の底びき網の方々から、5月20日から8月25日まで、7隻が大和堆で操業、アマエビを操業する。それで北朝鮮の船が、もしくは刺し網または切れ端が、漂流物があると思ひますので、兵庫県も底びき網が6月から2隻、それからイカ釣り船も6月1日から出漁します。海上保安庁、水産庁の巡視船も、早目の取締りをお願ひしたいと思ひます。

もう一つは、TACの問題ですけれども、一年魚であるスルメイカ資源は、海洋環境の変化の影響を受け、変動が大きい資源です。また、科学的データも脆弱であると言わざるを得ません。必要に応じ漁期途中におけるTACの見直しを機動的に行っていただきたいと思ひます。

○山川分科会長 まず、取締りの件は。

○漁業調整課長 大和堆の取締りの御要望でございます。前からお話ししてあります。山下さんにも直接現地でもお話ししてありますが、政府全体として、水産庁としても海上保安庁と連携して、しっかり取り組んでまいりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 あと、資源評価の見直し等につきまして。

○資源管理推進室長 また、TACのところでお説明いたしますけれども、確かに委員御指摘の一年魚ということで、なかなか見直し自体、非常に難しい魚種でもあろうかと思ひます。それで、一方で、スルメイカをTACにしたことで、今、資源が残念ながら、減少傾向にありますけれども、評価をし、TACをしてきちんと守っていくということもございまして、御指摘の点もきちんと踏まえまして、合理的なTACの運営になるように、今後とも検討してまいります。

○山川分科会長 ほかにございましてでしょうか。

田中委員。

○田中委員 資源ABCの計算で、私が質問するのも何なんです、31ページのABCの計算で、2016年当初のABCの計算Limitと、17年に、翌年と思ひますけれども、行った結果だと4倍ぐらい違う。こんなに違っちゃって大丈夫ですか。

○山川分科会長 スルメイカの冬季系群ですけれども、冬季発生群。

○田中委員 31ページ。

○漁場資源課長 どうしてこんなに減少したのか、よくわからないところも実はあるのですけれども、一つは、漁海況が不適でどんどん減少しているときに、評価が追いついていないという問題が大きいのかなというふうにも思っております。

ここは、どうやったらそれが解消されていくのかというのは、特に一年魚ですので、ほ

かの魚種とも違うところもありまして、大変難しい問題ではあるのですが、漁海況と再生産の関係だとか、そういう生物的情報を蓄積して行って、正確な資源評価に近づけていくということしかないのかなというふうに考えております。

○山川分科会長 これは先ほどの山下委員からの御意見とも関連するわけですが、そういうことで非常に変動の激しい資源ということですので、TACの運用も含めて、どういうふうにしていくのか。そういったところを議論していく必要があるのかなというふうには思います。

ほかにございますでしょうか。

柳川委員。

○柳川特別委員 柳川です。イカの話で、去年の年末の資源評価の説明会でも出ていたのですが、今の有識者との、研究者の中でも、先ほど高瀬さんがおっしゃっていましたが、中国とか北朝鮮とかのデータが、逆に言うと、日本より大きな数字でとっているみたいなデータがある中で、先生の中でも資源評価が本当にできるのかという論議がされているわけですね。

そういう中でABCと違って結構数字で出さなきゃいけないから出るのでしょうかけれども、非常に我々漁業者も実態がわからない漁業者がいっぱい獲っている中で、本当にABCの数字が、先ほど4倍、5倍と言っていましたけれども、この場合、動くので、本当にTACに合う魚なのか。そういう評価ができたのかというところが、現場サイドでは非常に疑心暗鬼みたいなところが非常に強い。

一年魚だから難しいというのは非常にわかるのですが、イカについてはそんな、大分、何年か前と今、現状、ものすごく変わっちゃっていますから、その辺の評価に対しての影響が出ているのではないかなという気がするのですが。

○漁場資源課長 そういう外国船の情報を収集するというのは、非常に重要だというふうにももちろん考えておまして、例えばですけども、衛星を利用して、漁船の数を推定するとか。そういう取り組みを最近進めておまして、その成果も上がってはきておりますので、いろいろな手法を活用して、外国船の情報の収集にも努めていきたいと思っております。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

松居委員。

○松居特別委員 スケトウダラの調査の月日、何カ月かけてやった調査の資源評価ですか。

○山川分科会長 高瀬漁場資源課長、お願いいたします。

○漁場資源課長 太平洋の資源の方ですか。

○松居特別委員 はい。

○漁場資源課長 お待ちください。大体1カ月ぐらいですね。

○松居特別委員 よろしいですか。1カ月というのは10月ですか。

○漁場資源課長 4月と7月と11月で、計1カ月ぐらいということですよ。

○松居特別委員 計1カ月ということですか。

○漁場資源課長 はい、そうです。すみません。今の足し上げると計2カ月になります。

○松居特別委員 2カ月ですか。今、いろいろ調査内容を伺ったわけですがけれども、それでわかるのかなと。

というのは、いつも出てくる国からの資源調査と、漁業者との間の考えが全く違うのですよね。それで、TAC制度ができてから、20年以上経ちましたけれども、漁業者は今まで随分国の言うことを聞いてきて、守ってきたと思うのです。それ以上に、やはり資源というものに対して管理を徹底してきたつもりなのですからけれども、一向にして資源がよくなる。果たして本当にこのまま国の言うことを聞いていってもいいのかなと。そういうような意見まで出ているのです。

したがって、もう少し精度の高い調査というのはできないものかどうか。その辺はどう考えていますか。

○漁場資源課長 調査の精度を上げることというのは、常に研究サイド、努力しておりますし、スケソウの場合は、北水研と道総研で協力して、調査と評価を進めているところで、道総研にも協力をいただいているところです。

限られた予算・人員で、最大限の効率・効果を上げられるように、調査というのは設計されておりますし、予算の獲得にしても、調査精度の向上にしても、不斷の努力をしているところです。

また、漁業者の方と感覚が違うというお話もお聞きしますがけれども、北水研なり道総研の担当者の方が浜回りをして、情報収集をして続けておりますし、そういう機会を今後もちろん設けますので、その際に情報をいただければというふうに思っております。

ただ、資源評価というのは、客観的で定量的な情報というのは必要になりますので、漁業者の方の感覚を、そのまま資源評価に反映するというのは、なかなか難しいということもあるということには、御利用いただければというふうには思っております。

○山川分科会長 松居委員。

○松居特別委員 それはそれでいいと思うのですけれども、この今回1回の調査結果だけで終わるのでなくして、再調査というものは考えているのでしょうか、当然。

○山川分科会長 これは、期間自体は年のいろいろな時期にわたるけれども、その期間を全部まとめて日数だけカウントすると、2カ月という、そういうことではないのですか。

○松居特別委員 再調査結果というものをつくるのですか、やっていくのですか、今回だけで終わりですか。

○資源管理推進室長 毎年毎年同じ調査をして、その変動を見るという調査ですので、そういう意味では、何回も同じ調査を繰り返すというような構造にはなっているでしょう。

○松居特別委員 1年に1回だけですか。

○漁場資源課長 違います。

○松居特別委員 評価を出すのは1年に1回だけですか。

○漁場資源課長 評価ですか。評価はそうですね。

○松居特別委員 ですね。それを再度また調査が途中で変わったら、再調査結果というものを出すということはできないのですか。

○漁場資源課長 再評価をすることに意味があるかということも含めて、検討しなければいけないというふうに思っております。

○松居特別委員 検討してください。

○山川分科会長 これにつきましては、少しでもいい評価ができるようにということで、いろいろと御努力いただく必要があろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

では、次に、30年漁期のスケトウダラTACにつきまして、事務局から御説明をよろしく願いいたします。なお、スルメイカのTACにつきましては、スケトウダラの後に御議論いただきます。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

今、資源評価の話が出ましたけれども、TACの設定とも関連しますので、私の方からも、順に追って説明させていただきたいと思っております。

それで、スケトウダラ、御案内のとおり、系群が分かれていますので、系群ごとに説明させていただきます。

お手元の資料、2-4という横長の資料を御覧ください。これは、スケトウダラのTACの設定の案でございます。最初に申し上げるのが、日本海系群でございます。資料のTACの設定の考え方という右側の記載事項を御覧いただきたいと思います。

資源量は下げ止まりが確認されているものの、依然として、これ未満の親魚量水準では、加入が低迷する可能性が高い水準、これをBlimitとっておりますけれども、これを下回る状況が続いており、資源の不確実性を考慮しつつ、一定期間で確実に回復させる必要があること、漁業経営の事情の双方のバランスを考慮し、29年TACと等量となる「現状の漁獲圧の維持」のTarget、これを数字にすると0.63万トン、6,300トンとなりますけれども、これと同数字を今回のTAC（案）とするという考え方でございます。

それで、昨年4月に、今後10年程度を見通した施策の方向性を定めた、新しい水産基本計画を閣議決定しました。

そこで、水産庁として数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業等を強力に進めるために必要な施策について、引き続き検討を行うこととしております。

その中で、自給率目標の達成のためには、まず、漁業生産の基礎となる水産資源を回復させ適切な水準を維持すること、これが重要であると記載しております。

この日本海系群ですが、資源は、先ほど言いましたとおり、幸いにして親魚の量ですが、下げ止まり、要するに減少はとまっているということ、これはかなり確度の高い情報として、評価表にも記載して確認しております。なのですけれども、残念ながら、全体の水準としては、まだまだ極めて低い水準を脱却できていないという状況でございます。

こういうことですので、ここはいろいろな御議論がありましたけれども、前漁期までシナリオとして使っていましたBlimitまで30年で資源を回復させるというシナリオ、これはさすがに、例えばBlimitまで回復する達成率を数字で表すと約42%、逆に言うと60%近い確率でこのBlimitへの回復が達成できないという数字ということになっておりまして、非常に苦しいところなのですけれども、Blimitに回復する期限を毎年30年後に今まで先送りするというようなシナリオでやってきたのですが、これをすると、実際には今の水準を維持して100年以上かかっても回復しないかもしれないという、そういう試算もございます。

したがって、新たな水産基本計画のもと、本系群のTACの設定をもう一度見直す必要があるというふうに考えております。

もう1点、TAC案を検討していく中で最重要視したのは、資源評価、これの直近の年級群の加入量として、加入量が非常に多い分を、豊度が高いといえますけれども、大きな加入があったと推定していました。この推定の限界が、残念ながらありまして、これが、評価結果が大きく振れる原因になるという状況が発生いたしました。

ということで、これを評価の不確実性というふうに鑑みれば、平成7年度の評価のように資源が、結果的に過大に評価されているというおそれが、今後とも生じるということは、これは十分留意しなければいけないと思っております。

したがって、今の極めて低い水準を鑑みれば、過小でも過大でもいけないのですけれども、特に過大な評価であった場合には、やはり資源の回復に悪影響を及ぼしてしまうということがありますので、こういったことは十分留意して、TAC算定値の上限を選択する前漁期の考え方は、見直さなければいけないというふうに考えております。

こういう考え方で、今回TACを設定しているわけですがけれども、例えばこの資源評価表にもございますけれども、10年でBlimitまで資源を回復するというシナリオを選定した場合には、TACは最大で2,700トンと、極めて小さい数量になってしまうわけです。これはさすがに現実的でないというふうに、水産庁としても考えております。

したがって、こういう出てきた数字を、その性格を踏まえて、きちんと判断を管理側でしていくということ、その上には資源回復と経営の安定の双方のバランスを検討する。それから更に資源評価の不確実性を考慮して、一定期間でBlimitまで回復するということを目指して、なおかつ、できればですがけれども、TACが途中で不確実だからといって、減ることのないように、こういう漁獲シナリオを選択するということがやはり重要であり、漁業者の利益となるのであろうというふうに考えております。

これが6,300トンのTACを設定した考え方です。

実際には、いろいろな現場で我々も説明するうちに御議論がありました。率直にそれは考慮しなければいけません。

ただ、その結果、配分につきまして6,300トンのTACの中で大臣管理分が3,200トン、知事管理分2,800トン、その他の知事には若干配分というふうに配分案を考えております。この配分については、今までの協定に基づく方式で、案分しております。

それから、1月22日に、水産庁主催でT A Cの意見交換会を札幌でやりました。そのときに、先ほど松居委員からも御示唆がありましたけれども、やはり資源の増加の兆しが見えている。これは先ほど言いましたとおり、資源評価表にも親魚が増えているというのは書いてあります。書いてあるのですけれども、それが増えているのだったら、T A Cもふやしてほしいというお声を随分たくさんいただいております。

それから、前年の6,300トンの数量ありきなのではないか。従前の考え方に戻して、最大のA B Cを選んでくれという声もございました。更には、再評価でA B Cが増えた場合には、少しでも期首改定でT A Cをふやしてほしい。こういういろいろな現場の声、切実な声をいただいております。

これと同じような趣旨で、パブリックコメントを先週までやっておりまして、同じようなコメントを改めていただいております。それについては別途、文書でお答えするわけですが、こういう意見を踏まえて、なおかつ、先ほど言いました考え方を示して、とって、6,300トンというふうに設定いたしました。パブリックコメントの説明を踏まえて御説明しました。パブリックコメント、先ほど資源評価の部分もありますので、もし補足があれば、漁場資源課長の方からお願いします。

日本海系群のT A Cの設定については、以上でございます。

○山川分科会長 では、まず、日本海北部系群について、T A Cにつきまして、御質問、御意見等よろしく願いいたします。

松居委員。

○松居特別委員 今、室長の方からお話がありましたとおり、1月に札幌で開催された説明会の中では、いろいろな御意見があったと思うのです。今、言われましたけれども、ただ、その中で、私、一番気になったのは、このままでいったら、漁業者、成り立たないよ、そういう言葉もあったんですよね。それを聞いて、やはりこの辺が限界なんだなと。したがって、この資源の減少が下げどまって、これから上昇するよ、そういう兆しがあるのであれば、幾らかでもT A Cの数量を上げてやるのが本当ではないかな、そのように思いますけれども、どうですか。

○山川分科会長 久保寺推進室長。

○資源管理推進室長 情情的には、できることなら上げたいというのが、率直なところでございます。

ただ、ここで、一番重要というか、控えなければいけないのは、上げることは、行政としてぜひしたいと思っているのですけれども、それ以上に、一度上げて、資源がまた少し回復がおくれて、思ったほど資源が増えていないときに、下げるということはどうしてもやはり控えなければいけないと思っております。

もちろん確実に少し少しずつ上げていくということができれば、一番理想的なのだと思いますけれども、なかなか海の中の資源ですし、それから不確実性がどうしてもある中で、やはりそういう安全面、予防的措置と言った方がいいのかもしれないけれども、そういう考え

方をとって、TACをお示しするのが、長い目で見ると一番利益になるのだらうと、このように思っております。

浜の皆さんの経営が著しく制限されている状況にあるわけですが、そういう考え方で、資源の回復をできるだけ早くしていきたいというふうに考えております。

○山川分科会長 松居委員。

○松居特別委員 説明はわかりましたけれども、漁業者の目から見ると、どうしても水産庁の方向性というのは、資源を重要視しているのかな。TAC設定のときに、漁業者の経営の安定を考慮する。そういう1項目がついているわけです。したがって、やはりこれは公平でなければならない。資源も大事ですが、漁業者の生活だって大事なわけですから、その辺はもう少し考慮してもいいのかなと、そう思います。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 その重要な点は、当然のことだと思っております。ぜひ両立できるように、資源もなるべく早く漁業者の経営を安定できるように心がけてまいります。

○松居特別委員 お願いします。

○山川分科会長 ほかに日本海北部系群につきまして、ありますでしょうか。

では、続きまして、根室海峡、オホーツク海のスケトウダラの御説明を事務局、よろしく申し上げます。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

それでは、また資料2に戻っていただきたいと思っております。

オホーツク海南部、それから、根室海峡につきましては、またがり資源ということでございます。

オホーツク海南部はロシアとのまたがり資源であることから、来遊状況が良好な場合には対応できる数量としておりまして、近年、最大漁獲量である24年漁期の5万2,023トン、これをベースにしてTAC案を5万3,000トンにするという考え方をお示ししております。

それから、根室海峡をあわせて御説明します。こちらのもまたがり資源でございまして、同様に近年、最大漁獲量、23年漁期の1万9,115トン、これをベースにTACの設定を2万トンとするという提案をさせていただいております。

このパブリックコメントについては、この2つについては、御意見は特にいただいておりません。

以上でございます。

○山川分科会長 ただ今の御説明につきまして御意見、御質問等ありましたらよろしく申し上げます。

では、特に御発言ないようですので、次の太平洋系群の御説明をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 すみません。先ほど説明を忘れました。根室海峡の配分については、北海道について、知事について2万トン、それから、オホーツク海南部については大臣管

理が2万9,000トン、北海道に若干配分ということにさせていただいております。

太平洋系群の説明に移らせていただきます。

この資料2-4のところでございますけれども、考え方として、資源量の維持ということで、17万3,000トンのTAC数量を提案させていただいております。

それから、パブリックコメントについて、数量については、特段意見はございませんでした。さはさりながら、臨時再評価と先行利用について、かなり議論がございましたので、できればこの場で御報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○山川分科会長 はい、お願いします。

○資源管理推進室長 平成21年にさかのぼりますけれども、この時期に極めて早いペースで、北海道の沿岸で、TACの消化が進みました。その結果、特に沿岸漁業者の方は、盛漁期の操業に制約が生じたということがございまして、北海道の方から、漁期の途中で臨時再評価、これを行う手法の開発、それから、更にそれに基づくTACの期首改定のルールを早期に策定してほしいという要望がございました。

この結果、平成22年、水産政策審議会のこの場におきまして、より正確な資源評価となるように、直近の漁獲データの収集に努め、必要に応じて再評価が迅速に行え得るような体制を早期に整備するとともに、この体制が整備されるまでに、本系群の来遊に大きな状況変化が確認された場合には、新たなTAC管理方式として、当時ですけれども、先行利用の導入をするということが承認されました。これがこれまでの経緯でございます。

その後、幾つか科学的な議論も踏まえて状況の変化がありましたので、この場で簡単に御報告させていただきます。

まず、平成21年、何で来遊が大きくて、しかもTACの設定、あるいは評価の結果がそれに応じた形にならなかったのか、ということで、科学の常ですけれども、後になってかなり確からしいことが徐々にわかってくるということがございます。

この最近の知見によりますと、平成21年以降の状況については、2005年級群、これが非常に大きな卓越年級群でございまして、四島の周辺の方から、我が国の沿岸に来遊してきたということ。こういう状況になっておりまして、それが、3つの理由でなかなか把握が難しかったということが分析されております。

1点目は、若齢期、特にゼロ歳から3歳までの若いスケソウについては、これが調査船調査はやるのですけれども、先ほど松居委員からの御指摘もありましたけれども、卓越年級群か否かというのは、これを示唆する結果が、実は、当時見えていなかったということでございます。

それから、2点目として、日本の沿岸で産卵して、いろいろなところを回遊するわけですが、四島周辺で生育したということになりますと、それが4歳以上の成魚になるまで、残念ながら、沿岸で卓越年級群だとわかるような漁獲がなかったということ、これが2点目です。

それから、3点目は、成魚になって漁獲された場合でも、実はそれ以前は、育成する場

は、北海道の周辺で産卵して生まれて、東北沖へ南下するというふうなことが一般に言われていたものですから、実は東へ行って、東から帰ってくるという想定がなかった。想定もなければ知見もなかったということなのです。

そういうことがありまして、卓越年級群ということが、調査結果からも単なる漁場の偏りではないかというふうに分析されていたということでございます。

こういう3つの理由で、なかなか資源の状況に応じた評価なりTACの設定ができなかったということ、これを分析しております。

それで、どう改善するか、ということが重要になってくるわけですが、一つには、南へ下がると思っていた資源が、実は、南ではなくて東にも行く。非常に大きな回遊をする。この回遊経路を押さえるということで、きちんと調査なり評価がきちんとできるようになる。こういうことがございます。

それから、東に行った場合には、四島は、残念ながら、我が国が自由に調査はできないわけですが、幸いにして、漁業協定に基づいてロシアの科学者とは年1回、あとは必要に応じてなのですが、情報交換をしております。ロシアも御案内のとおり、かなりレベルの高い資源評価をしております。情報交換をした結果、やはりロシアも同じように、この2005年級群、卓越年級群だということが把握できていたそうです。我々のシナリオで、想定から外れていたのも、そういう情報もなかなか考慮できなかったのですが、そこはこの10年近くなりますけれども、この期間の中でそういう経験とか分析をして、きちんとそれは想定の中に入れるということにしております。ここは改善の一点がございました。

それから、臨時再評価についても、また後日分析してこの場に御報告したいと思っておりますけれども、これについても長年議論してまいりました。きちんと整理して報告させていただきたいと思っております。

このように資源評価も改善いたしましたし、それから、管理の方法も見直さなければいけないということで、北海道の沿岸の方と一番大きく意見が異なるというか、なかなか一致しない部分がございます。これは先行利用をどう取り扱うのかというところがございます。ここについては、結論として、引き続き意見交換をして、皆さんのきちんとした意見を踏まえて水産庁も考えていきたいと思っております。

どういふ話かといいますと、ざっくりと申しますけれども、やはり水産庁としては、一番情報の多いルーチンの資源評価、再評価も含めますけれども、これをもっていかに適正なTAC数量を設定するか。これが一番重要だというふうに考えております。高過ぎても低過ぎてもだめなのです。

この適正量のTACを設定するというので、例えば先行利用も途中の情報でやっけて、なおかつもし利用した場合はお返しいただく、翌年お返しいただくという仕組みでございますので、そういうことをするまでもなく、きちんとした漁獲が当初から計画どおりできる。こういうTACの方が、目指すべきではないかと考えておりますし、後ほどまた

委員の方から御発言いただきたいのですが、沿岸の方は、そうはいつでも資源評価の不確実性の懸念がある中で、やはり先行利用というのはどうしても必要だという強い要望をいただいております。

この立場の違いは、まだございますので、ここはきちんと議論して、また整理ができた段階で御報告したいということでございます。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今の御説明に関しまして、御意見、御質問等よろしくお願ひいたします。

松居委員。

○松居特別委員 先行利用に関してですけれども、これから、浜のこともいろいろな議論を交わしながら、最終的な判断をするということによろしいのですね。

私としまして、この先行利用はぜひ残しておいてもらいたい。継続してもらいたいという思いです。というのは、やはり漁業者というのは調査、これは万全だよということでございますけれども、やはり海の中なのです。我々人間が見えないものというのはたくさんあるわけで、21年度でもそうだったのですよ。調査結果ではこのぐらいより来ないよ。ところが、漁期が開始されてからどんどん入ってきたということで、来たときに多く来たときにどうするかというのが、一番の管理の難しいところだと思うのです。組合としてもそうなのですけれども、前浜に来ているのに皆網上げろ、獲るなということを果たしてできるのか。それで、この先行利用という形をつくってもらったわけですから、やはり万が一のための先行利用ということで、ぜひ残してもらいたい。そのように思います。

○山川分科会長 では、御意見としていただいたということによろしいでしょうか。

では、大森委員、よろしくお願ひします。

○大森委員 今の先行利用の関係ですけれども、やはりこのスケトウダラというのが、10年以上にわたって長生きする魚でありますから、先行して使って、それで翌年減らすとかという、そういう発想ではなくて、やはりこういう長生きする魚を複数年で管理していく。そういう物の考え方もあって、こういう先行利用という言葉でしましたけれども、そういう発想がここにあったはずなのです。

ですから、毎年毎年、管理してTAC設定してやっていくということと同時に、こういう長生きする魚の管理の仕方というものが、そもそもどういうふうに行っていくのかという、その視点も忘れないでいただきたい。

○山川分科会長 どうも貴重な御意見ありがとうございました。

では、東村委員。

○東村委員 東村でございます。

実は、私、この先行利用の制度ができたときに、水産政策審議会の委員をしておりまして、非常に印象に残っていることなのですけれども、そのときも多分同じような発言をさせていただいたかと記憶しているのですが、やはり今、大森委員がおっしゃったこと、非

常に重要かと思えます。資源というのはずっと長い目で見ていく。その一つの区切りが1年というところで、TACが設定されていると思うのですが、あくまでもやはり1年ごとのTACを設定するというのが、そして、久保寺様がおっしゃったように、それが適正なTACであるというのが、あくまでも原理原則であって、当時、先行利用に私は反対した覚えがございます。

やはりいろいろ日本のTACについても批判されることもありますので、そこはなるべくクリアな、最大限クリアなシステムにしておいて、その上で、日本のTAC制度である柔軟性も少しは入れるという程度のものでおいていただきたいと、改めてコメントさせていただきます。ありがとうございました。

○山川分科会長 いろいろと御意見があるということですがけれども、ほかにございますでしょうか。

太平洋系群のTACにつきましては、何かございますでしょうか。来漁期のTACにつきまして。

山内委員。

○山内特別委員 ありがとうございます。

非常にスケトウダラ全体の資源が厳しいということを理解したのですけれども、太平洋系群につきましても中位であるものの減少傾向にあるという中で、やはり変わらず資源量の維持というところでBlimitの、ここを切ったら今度また低位になるわけですがけれども、ぎりぎりのラインでTACを設定していくというリスクというのがあるのではないかとと思うのですが、そのあたりはどうお考えなのでしょうか。

○山川分科会長 久保寺推進室長。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

御指摘の点、そのとおりだと思います。

今後としては、管理目標という考え方を導入しますので、少し改善を図っていくことができるのかなと思っておりますけれども、この資源の状況をどう理解するのか、ということでございまして、実は、日本海系群は、残念ながら、すごく水準が低いわけですがけれども、太平洋については、逆に空前絶後のすごい来遊があつて、これがまさしくバイオマスが増大したということになっております。

ですから、バランスから言うと、今までは、すごい高レベルにあったというのが事実だと思います。それで、それが先ほど言いましたとおり、なかなか資源評価、あるいはTACの設定上、追いついていかなかったということなのだと思いますけれども、逆に言いますと、ここ3年、もとのレベルに戻りつつあるという意味で資源評価、それから漁獲状況がようやく平行というか、落ちついてきたというような状況だと思っております。

もちろん我々としてはまた、この先どんどん減っていくと困るわけですので、TACも設定いたしますし、これまでも現場で沖底の皆さん、それから沿岸の皆さん、太平洋は、TACを守るという意味で、非常に管理の努力をされてきたわけですので、その点を別に

緩めるということではないことはお答えさせていただきたいと思います。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特に御発言、ほかにございませんでしたら、スケトウダラの30年漁期TACにつきましては、原案どおり承認していただいでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

続きまして、30年漁期のスルメイカのTACについて、事務局から説明をよろしく願います。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

それでは、お手元の資料の2-5を御覧いただきたいと思います。横長の資料です。

資源評価結果のこの下段のところを見ていただくと、系群ごとに中期管理方針に合致すると判断されたシナリオがございまして、それに基づくABCが記載されております。これらの中で黄色にハイライトされた数値、冬季系群については3.1万トン、それから秋季系群については12.9万トンを採用することといたしました。この合計値が16万トンになるということでございます。

それから、上段の方の数字を御覧いただきたいと思うのですが、備考にTACの設定の考え方を記載してございます。冬季発生系群については、ベースとするABCを漁獲シナリオ「親魚量の増大」ということで3.1万トン、それから、秋季系群については「親魚量の維持」ということで12.9万トンと、先ほどの数字といたしました。合計16万トンの中から過去10年のうち、全漁獲量に対する日本EEZ、排他的経済水域内の漁獲割合の最大値、2007年の60.1%程度ですけれども、これに乗じた9万7,000トン、これを日本のEEZの中のTAC数量とするということにしております。

それから、その配分案なのですけれども、裏面を見ていただくと、これ、毎回の資料ですけれども、大臣・知事間の配分がございまして、これは74回の資源管理分科会で承認していただきましたTACの配分試案の見直しに基づいて、この配分を決定しております。

それから、大臣管理団体の配分については、関係業界内の合意に基づく協定書、これに基づいて算定方式を決定しております。

それから、本案について、1月12日に東京で公開の意見交換会を開催しました。出席の方からは、資源評価に対すること、先ほども御意見いただきましたけれども、資源評価に関することでは、外国漁船対策について御意見や御質問をいただきました。

ただ、TAC数量については特段、御異議、御意見がございませんでした。それから、パブリックコメントについても、特段の意見をいただいております。ということで、このTAC数量を設定することにさせていただきたいと思っております。

以上です。

○山川分科会長 では、ただ今の御説明につきまして御意見、御質問等よろしく願います。

田中委員。

○田中委員 これについて特にというわけではないのですけれども、さっきお話ししましたように、大分、再評価すると数値が変わるわけで、今後、少し工夫が要るのではないかというふうに思いました。何かそれに向けて、水研の方でも取り組んでもらった方がいいなということです。

特に今の説明、漁業者の方のいろいろな意見も出たことを考えると、説明も十分でないような気が少ししました。資源の計算のこともそうですけれども、変動のこともそうだし、経営にどうはね返ってくるのか。そこがどうも一番漁業者にとって、知りたいことだと思うのですが、例えばことしどうなるか。来年どうなるのかなのですが、その先とか、そういう先を見据えた議論がやはりないと、なかなか規制みたいな印象で受け取られて、前に進んでいけないのではないかと。外国でやっているMSEって今いろいろ言われていますけれども、もうそろそろこのスルメイカに限らず、導入していく時期に来ているのではないかという印象をちょっと持ちました。

○山川分科会長 貴重な御意見をいただいたということで、関係するところで、よろしく御検討くださいますようお願いいたします。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

では、特になければ、スルメイカのTACにつきましては、原案のとおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、御異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、最後の平成30年TAC留保枠配分プロセスの見直しについて、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資料2-6を御覧いただきたいと思います。

去年の11月の水産政策審議会資源管理分科会で、30年漁期のマイワシとマアジのTACについて御審議いただいたときに、その配分については、2割を留保枠とするということ、翻れば、その8割を配分するというのと、それから、その留保枠は来遊状況に応じて期間中に不足するところに配分するというのを御説明させていただきました。

この留保枠の配分プロセスについて、来遊に応じて各県に配分するということについては、迅速な手続が必要だということが、これまでも常々問題になってきておりますので、その手続、プロセスの見直しについてお諮りするものでございます。

それで、資料2-6を御覧いただきたいのですが、この別添に基本計画の変更部分を記載しております。技術的な変更なのですけれども、まず、基本計画の中に1ページ目ですけれども、マアジとマイワシの留保枠を記載させていただきます。

それから、例えば第4のところを見ていただくと、来遊状況に応じて、これを漁業種類ごとに、留保枠を上限として、配分するというような注釈を入れさせていただいております。

こういうように、大変恐縮ですけれども、基本計画の認められた、もちろん、ABCの範囲ですけれども、認められた留保枠について期中改定、ごめんなさい、配分をするときには、基本計画の変更にはもう当たらないということで、この留保枠の配分を行う記載を設けるとともに、資源管理分科会における配分案の審議を経て、実施させていただくということにしたいと思います。

大きく違う点は、基本計画の変更案となると、パブリックコメントをするという手順がございます。ただし、この基本計画の中に、変更とか留保の配分の考え方を既に記載させていただいておりますので、このパブリックコメントは省略して、資源管理分科会の御審議をいただいて、実施するという形にさせていただきます。

同じように、都道府県計画も変更しなければいけませんので、これも我々の手順を経て、都道府県の方で手順をしていただくということで、少し手続の見直しをしたいということでございます。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今の御説明に関しまして、御意見、御質問等、よろしく願いいたします。

あらかじめ基本計画の中に留保枠に関する記述を入れておこうということなのですからけれども。

では、特に御意見ないようですので、この件につきましては、原案のとおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

これで諮問第294号に関しましては、全て御議論いただいたところですからけれども、特段の追加の御意見等ありますでしょうか。

もしないようであれば、本件は原案どおり承認していただいたということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、次に、諮問第295号「水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成30年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について」、事務局から資料の御説明をよろしく願いいたします。

○栽培養殖課長 1月11日付で、漁業調整課長から栽培養殖課長に異動しました黒萩でございます。よろしく願いいたします。

資料については座って説明させていただきます。

資料3でございます。

諮問文をまず読み上げさせていただきます。

29水推第988号-2

平成30年2月27日

水産政策審議会

会長 山川 卓 殿

農林水産大臣 齋藤 健

水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成30年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について（諮問第295号）

このことについて、別紙案のとおり定めたいので、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第20条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

この計画案、30年度となっておりますけれども、これは今年の秋に回帰したサケ・マスから採卵して、来年の春3月から5月ごろに放流するというものでございます。

この計画の趣旨について、簡単に御説明させていただきます。

5ページ目をお開きください。

「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行うさけ及びますの個体群の維持のための人工ふ化放流について」という紙でございます。

サケ・マスの資源の保護培養、水産資源保護法の目的とするところでございますけれども、これは民間によるコマーシャルベースの資源増大を目的とするサケ及びマスの人工ふ化放流、それからもう一つ、多様な遺伝形質のサケ及びマスの放流により、さまざまな気候変動リスクを回避、それから、地域の特性に見合った幼稚魚の放流により、回帰の確実性を高めることなどを目的とした遺伝的多様性を維持するためのふ化放流、それから、資源状況を把握するためのふ化放流が必要となっております、これらのふ化放流を農林水産大臣が定める計画に従いまして、水産研究・教育機構が実施するということとされております。

その法的根拠については、下の方の水産資源保護法の第20条のアンダーラインに規定されているところでございます。

この遺伝的多様性を維持するためのこの放流につきましては、地域固有の個体群の特性が維持されている主な河川において行われておりまして、漁業の対象となりにくい早期、それから後期の回帰群を含めて満遍なくふ化放流を行うことなどにより、自然災害に極力

近い再生産が行われるように配慮された放流となっております。

また、全ての放流魚には耳石温度標識をつけまして、放流サイズごと、放流時期ごとの回帰状況などについても調査されておりました、北太平洋溯河性魚類保護委員会、NPAFCと申しますが、そこでの資源研究等にも役立てられておるところでございます。

具体的にどうなっているかと申しますと、資料の3ページ目でございます。

これが30年度の放流の計画でございます。放流水系といいますのは、北海道14水系でございますまして、サケにつきましては、10水系で1億2,900万尾を放流、カラフトマスは3水系で720万尾、サクラマスは6水系で270万尾、ベニザケは3水系15万尾、合わせて1億3,905万尾でございます。これは前年と全く同じというふうになっております。

この案が諮問の内容でございます。

関連しまして、その次のページの4ページ目を御覧いただきたいと思っております。

これは昨年定めました全国のサケ・マス人工ふ化放流をまとめて掲載してあるものでございます。これは国の計画に基づく水産研究・教育機構が実施するものと、それと個別都道府県の計画に基づいて民間の事業者が実施しているもの、これをまとめた数値でございます。一番右側の下にございますが、合計がございますが、昨年度の放流で19億9,572尾（注・資料では1,909,570（千尾）と記載されている）というふうになっておりました、近年は大体19億尾程度で、サケ・マス合計で放流されているという状況になっております。

以上、簡単でございますが、説明させていただきました。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今の御説明につきまして、御意見、御質問等よろしく願いいたします。

特にございませんでしたら、諮問第295号につきましては、原案どおり承認していただいたということでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山川分科会長 では、特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

諮問事項についての審議は以上です。

それでは、諮問第294号及び295号につきまして、確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

答申書

29水審第26号

平成30年2月27日

農林水産大臣 齋藤 健 殿

水産政策審議会

会 長 山 川 卓

平成30年2月27日に開催された水産政策審議会第87回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第294号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第295号 水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成30年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

それでは、この答申書を保科増殖推進部長にお渡しいたします。

(分科会長から増殖推進部長へ答申書手交)

○山川分科会長 続きますして、審議事項に入ります。

「資源管理指針の一部改正について」を事務局から御説明、よろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。資料4を御覧いただきたいと思ひます。

「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」の一部改正ということで、資料4の一枚紙にその概要の趣旨を記載させていただいております。

内容を申しますと、前回の改正、これは12月に行ったわけですけれども、それ以降、資源評価結果が出されたマサバ、ゴマサバ、それからスルメイカの内容を踏まえて更新をいたしております。

変更の箇所を新旧対照表で御覧いただければと思ひます。

説明は以上です。

○山川分科会長 マサバ、ゴマサバ、スルメイカの新たな資源評価結果を盛り込んだということですが、御意見、御質問、ありましたらよろしくお願ひいたします。

嘉山委員。

○嘉山委員 マサバの資源量のところなのですが、変更後、約100万トンもいきなり増えるのですが、135万トンから235万トンに増えていて、急な上昇は、理由としては何が考えられるのでしょうか。

○山川分科会長 これは漁場資源課長でしょうか。

○漁場資源課長 最大の原因は、中国の漁獲量をこの中に入れたということです。

○嘉山委員 わかりました。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特にならなければ、資源管理指針の一部改正については、原案のとおり決定するということがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

事務局から報告事項が4件あるということです。

まず、1つ目の「太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について」、事務局から御説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。資料5を御覧ください。

非常に厚い資料ですので、かいつまんで御説明させていただきたいと思います。

太平洋クロマグロの管理の方向性については、昨年12月にこの場で御審議いただきまして、基本計画をつくったわけですけれども、それから、進捗があった点について特に御説明をしたいと思います。

本年1月から法令に基づく太平洋クロマグロの管理を、大臣管理漁業について開始いたしました。クロマグロTACの基本計画は、1月31日付で、残念ながら大臣管理の釣り漁業で超過数量がございましたので、この数量を確定した分を差し引いた数量、これを公表しております。

それから、大型魚についても、大臣管理分では、1月1日から漁法別に配分いたしましたわけでございます。

それから、知事管理分については、4月からこの法令に基づくTACが開始になりますけれども、第3管理期間や大臣管理漁業と同様、特に都道府県ごとに超過した数量を差し引くということ、それから、そのほか配分について考慮すべき点を整理した上で、配分数量を固めて、この6月末までに、第3管理期間が終わる6月末までに漁獲数量の確定値が確定した段階で差し引いた数量、これを公表することを考えております。

一方で、昨年の北海道における漁獲超過等により、1月の半ばでクロマグロの小型魚の漁獲率は93%に達してしまいましたので、1月23日に、苦渋の決断と申しておりますけれども、全国に操業自粛の要請を水産庁からいたしました。その後、1月31日に全国説明会を開催したほか、要請に応じまして、長崎県等各地で現地説明会を行っているところでございます。

2月14日の時点で、漁獲量が3,341トンと積み増されておりました。1月23日以降、140トンほど積み上がりました。したがって、今は、全体で98%の消化率となっております。

この資料の中、資料の5というところにその数字も記載、7ページですけれども、記載されております。ということでございます。

それから、第3管理期間では、残枠がある府県が、それぞれ消化をすると、大臣管理分の残枠や水産庁の留保枠を差し引いても、国全体で、500トン以上の大量超過になってしまいますという状況でございます。このあたりの数字も、例えば9ページに今の残枠の関係、9ページの上の方に記載しておりますけれども、こういう現状の御説明の資料を入れさせていただきます。

残念ながら、第3管理期間、まだ4カ月を残して非常に厳しい状態になっております。各都道府県の漁獲状況について、例えば、7ページのところの6番に、この第3管理期間の積み上がりが第1管理期間、第2管理期間に比べてどうなのかという資料も載せさせていただいております。1月後半に入って操業自粛をして、かなり抑える努力をしていただいておりますので、積み増しもこのあたりは、もちろん伸び率が低下しているわけですが、残念ながら、かなりまだ高いレベルで推移しているということでございます。

水産庁としては、先ほどの操業自粛の要請、これをぜひ協力いただけるように、残枠を有する県について、粘り強く要請を継続していきたいと考えております。

ちょっと飛び飛びで大変恐縮ですが、9ページの下を御覧いただきたいのですが、今、申しましたように、かなり危機的な状況になりまして、これ、各地の皆さんに御説明しているところなのですが、枠を超過する、あるいはその超過の量にもよりますけれども、これはなぜ問題になるのかといいますと、去年、WCPFCで合意された一定の目標を達成する達成確率によって、増枠の道を開く、これは小型魚ですが、増枠の道を開くということが合意されたわけですが、増枠どころか、余り超過し過ぎると、資源評価の結果、むしろ更に厳しくなるという道も残されております。これは非常に我が国にとってもマイナスになりますので、その意味も含めて、漁獲の積み上がりを抑制していきたいということでございます。

それから、その次の10ページの下を図を御覧いただきたいのですが、去年の年末に、補正予算の計上をいたしまして、補正予算は認めていただきましたので、今はもう既に実施の段階に入っているわけですが、クロマグロの資源管理を促進するための対策ということで、収入安定対策の中でも、更に、例えばこの収入安定対策、1年もらいますと、翌年の基準額が通常、保険の原理で低下する性格のものなのですが、いわゆる下げどまりといいますけれども、これを低下させないという措置をことしの1月1日から開始しております。

したがって、来年とか再来年すぐというよりも、あと何年にもわたって資源管理に協力していただいても、努力していただいても、もらえる基準は下がらないということ、これをクロマグロについて措置いたしました。

それから、右側のクロマグロの、特に定置網なのですが、定置網で放流できないものが、漁獲超過の原因になる部分が相当大きいわけですので、放流作業をしていただく方に一定の支援をするということ。それから、放流のために、タイミングを見るためには魚探で、定置網の中の状況を見るということ、これは既に民間で行われておりますので、この機械を導入する人については、2分の1補助するというメニューも用意させていただきました。

更に、もう既に青森県さんや岩手県さん、それから、北陸の方でも今度予定しておりますけれども、クロマグロの定置網を改良して、技術開発していただくということ、これは引き続き予算措置を講じて、なおかつその成果を皆さんに普及して還元させていただくと

いう、こういう支援措置を用意させていただいております。

それから、ちょっと飛びますけれども、第4管理期間、この7月以降の話でございます。おめくりいただきまして、12ページです。

これ、先ほど言いました第3管理期間に、今、取り残している、残枠を持っていただいている県も、もうその時点で操業自粛をお願いするという大変厳しい状況になってきているわけですが、この方々に「獲り得」とか、「正直者が馬鹿を見る」ことのないようにということで、これは今後、精緻に検討するということですが、取り控えた分を上乗せする措置、第4管理期間に上乗せするということを考えております。

数量の有無は、計算をしなければいけないのですが、端的に言いますと、ことし第3管理期間にとり控えていただいた分については、第4管理期間でとっていただくということ、これを検討しております。

それから、その全く逆のパターンで、この13ページの上の方ですが、超過したものについては、第2管理期間に超過したものについては、第3管理期間、全くゼロということではなくて、当初の8割を割り当てまして、残り2割の中で返済していただくということをしておりました。

第3管理期間については、これをそのまま機械的に適用するわけにはいきませんので、基本的には一括で引かせていただくということも考えております。

こういう工夫をさせていただきながら、先ほど言いました、できるだけ公平に、不公平感をなくすというようなことを、できる限り検討してまいりたいということでございます。

更におめくりいただきまして、15ページなのですが、今度は大型魚の話でございます。

大型魚はここ3年、国の全体枠はありまして、その中でおさまってきたわけですが、小型魚が、資源評価の結果によりますが、来遊が非常に多いということで、もし資源の回復の傾向にあるということであれば、必然的に大型魚も増えるということで、これは大変好ましいというか、よい状況ではあるのですが、今度、漁獲枠について、いかに管理していくかということを検討しなければいけません。

そういう意味で、先ほど言いましたとおり、ことしの1月から大臣管理漁業については、既に第4管理期間が始まっていますので、大型魚の漁獲枠の配分をさせていただきました。知事管理分についても、例えば15ページの下にある月別の図を見ていただくと、やはり大型魚は、5月から8月についてが、かなり集中的にとられるということになっておりますし、それから、おめくりいただきまして、17ページにももう少し細かくまき網と沿岸、沖合と沿岸の対比がしてありますけれども、やはり5月、6月に最初のピークが来るというような状況でございます。あとは地域によって、秋も操業があるという地域もございます。

こういう実態をきちんと踏まえまして、幸いなことにモニタリングで水産庁から出ている数字も、大型魚と小型魚で分かれているデータが3年分ほどたまっておりますので、こういう実態を踏まえて、きちんとした配分をするということ、特に沿岸では7月に向けて

検討していくということでございます。

これは基本計画にも書きましたけれども、この16ページの下のところなのですが、小型魚と違いまして、大型魚は半減しておりませんので、先ほど言いましたとおり、枠を越える状況には、今までありませんでした。

この時期にやはり留保枠をそれぞれ1割ほど確保させていただくということ、これによって国全体の枠を越えるようなことにしないという管理、こういうことも基本計画の中で方向性を示させていただいております。

ということで、小型魚の管理に非常に皆さん、御苦労していただいているのですけれども、残念ながらといいますか、大型魚についても枠を越えないように、今のうちからきちんと計画を立てて備えていこうということでございます。

もちろん県の配分に当たっては、都道府県を通じて、またこれから調整をしていかなければいけませんので、最終的には、7月までに計画という形で取りまとめさせていただきたいと思っております。

それから、最後に御案内なのですが、参考資料として、後ろに今までの資料をいろいろつけさせていただいておりますけれども、最後から2枚目を、まず御覧いただきたいと思います。これは水産庁の、去年の段階でも発表させていただいている数字なのですが、近海カツオ漁業、これについて、残念ながら23.1トン、それから流し網については0.2トン超過いたしました。したがいまして、第3管理期間のこの超過分については、第4管理期間の当初の枠から差し引きさせていただいている。この数字を1月末に確定しましたので、確定した数字をもって、枠の数字の変更をさせていただいております。これは1月31日に公表しました。

それから、また1枚めぐりまして、最後の資料なのですが、すみません、日付が黒塗りなのですが、これは定置漁業協会、民間の方で主導しているお話でございます。きょう、これを決定して公表したというふうに聞いておりますので、御紹介かたがた資料をつけさせていただいております。

説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今の御説明につきまして御質問、御意見等ありましたらよろしく願いいたします。
大森委員。

○大森委員 第1、第2、第3と、小型魚の管理を、スタートしてから現在に至るまで、この管理手法を水産庁で定めてやってきた部分が、結果的にうまくいっていないことが、特にこの第3管理期間のところで大きな問題となって来ているということですから、これからの漁期を迎えて、それまでとらないでとり残していた漁業者の方々が、やめざるを得ない。この部分の憤りというのは、本当に漁業者の方々、強い怒りを持っています。

枠の厳守について、今まで我々も当初から漁業者にお願いしてはいたけれども、そもそもとり控えるための対策、そういったことも後手に回って、やっと30年度にこういう対

策が出てきた。

こういうことですから、漁業者の方々がそう簡単に納得して、第4管理期間をTACとして迎えるのかということについては、本当にこの管理の手法と管理の行政として取り進める、そういった部分についての十分な理解、漁業者の方々の十分な理解を得た上で進めていただかないと、本当に第4管理期間が今以上に大変なことになりかねないのではないかとというふうに危惧します。

やはり漁業者を悪人扱いのような形には、とにかくしないでいただきたい。守るものは守る。ただその守らせ方の管理の手法が、今までちゃんとうまくいったかいかないかというのを、ちゃんと分析していただきたいということでもあります。

それから、そういった意味で、今後管理をしていくに当たってのビジョン、ここは、例えば今の対策のままでもいいのかということも含めて、継続して検討していただきたいと思えます。

例えば、経営安定対策を入れていただいたわけですが、私も、最近、浜を歩かせていただきましたけれども、これの効果というのは、漁業者の方々に的確に伝わっていません。そういった部分も水産庁、強力に御指導していただきたい。よろしく申し上げます。

○山川分科会長 久保寺推進室長、一言お願いいたします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

大森委員の御指摘をきちんと踏まえて、もちろん我々も現地説明会に参加しておりますし、非常に大森委員の御指摘のとおり現地の声を聞いておりますので、真摯に受けとめるといふことと、それから、対策……浸透するというのは、時間がかかる部分はあるのですけれども、それをなるべく短くして、きちんと、しかも行き渡るようにということと、今、鋭意整理作業をしておりますので、そういった作業を加速しながらできるだけ皆さんに御理解いただけるように努力してまいります。

○山川分科会長 よろしくお願いいたします。

ほかに御意見、御質問。

田中委員。

○田中委員 コメントです。大森委員の言われることは全くごもつともで、怒りのある人がいるというのは、本当だと思います。

水産庁も、こんなことを言うてはなんですけれども、本気でこんなに真面目に全国の資源管理に取り組むのは初めてで、失敗も多少あるのは、そういう意味では、私から見ればやむを得ないかなというふうに思っています。

この先、大変なことが起こるかもしれないとおっしゃっていましたがけれども、例えば簡単に予想されるのは、裁判ですよ、損害賠償請求。今でこそ有名になりましたけれども、秋田のハタハタで、合意形成に至る前に、裁判を起こされていますよね。組合とそれから、知事を相手取って損害賠償請求。ですから。そういう可能性が起こっても全然おかしくないですよ。今までとれる予定だった分がとれない。しかもそれが死活問題になるような

量だったら、そういう話になって、当然だと思うのです。

そういうことに関してのガードが甘いというか。私、かつて、底びきの減船の資源検査をいろいろやってきたときに、ある人に注意されたことがあるのですけれども、それはまさにそのことで、「あなたの計算が間違ったら、経営がまずくなって、訴えられる可能性がある」と、そういうふうに言われたことがあるのです。

確かにそうだなと思って、一生懸命やったのですけれども、その計算の報告書には、私の指導のもとに、〇〇協会がやったというふうに書いてあって、私に直接火の粉がかからないように配慮していただいたのです。本当に本気でやるとそういうことになるので、その辺もよく考えていただいた方がいいと思いますし、そういう意味では公平なキャリーオーバーみたいなシステムが入っているのは、本当にいいことだと思います。

それから、協定制度みたいなもの、TAC協定制度、個別割り当てとかいろいろな制度があるじゃないですか。そういうふうな形で各個人の権益を確保しつつ、それ、水産庁、バックアップできるわけですよ、見て。そういうのをうまく使って不公平感をなくすというのも、一つの方法ではないかと思えますし、余り使っていないので、せっかくあるのに、今後御検討いただければと思います。

○山川分科会長 貴重なコメント、ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

山内委員。

○山内特別委員 ありがとうございます。

国内で非常に調整が難しい問題だということも、ずっと学ばせていただいているのですけれども、一方で、今回の超過につきましても、既に海外の方で記事になっているようですので、国際社会の方では、やはり日本の中でなかなか管理・監視体制がまだうまくいっていないのではないかと。TAC制度にかかわるところで、それがどう実効性を本当に担保するものなのかという議論が起きているというのが聞こえてきております。

先ほども、このままいくと、資源評価の結果に影響して漁獲枠の削減もあり得るということはあったのですけれども、国際世論の中で、このまま、なかなかどうしてもやはり超過するという状況が改善されないということがありますと、国際世論の中から非常に極端な声として、全部一旦禁漁すべきだというような声もまた聞こえてきかねないようなこともあるかと思えますので、このあたりのいろいろ各方面へのTAC制度を伴った実効性の担保というところの説明というのを、より強化していただけたらありがたいと思っております。

○山川分科会長 まさしくおっしゃるとおりでございますので、そういったことも御留意いただきながら、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

大森委員。

○大森委員 個別で1点だけ。

先ほどとり控えた分を4期に、それを上乗せするというようなお話もありましたけれども、やはり単年、単年で、その漁場もその時期で相当状況も変動するわけですので、それを乗せたから、その分とれるかという、その確証もありませんし、やはり漁業者の方々にそういった面での説明をする際も、それだけやったから、それでも丸くおさまるだろうとは思わないでいただきたいということでもあります。

○山川分科会長 よろしく御検討くださいますよう、お願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

では、特に御発言ございませんでしたら、次の報告事項に移りたいと思います。

「第1種特定海洋生物資源の採捕数量等について」、事務局から御説明よろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

資料6を御覧ください。

これは定例のことですので、特段、御説明するまでもないのですけれども、TACの数量を取りまとめて、このように報告させていただいております。

これはまた、水産庁のホームページにも掲載させていただいております。

以上です。

○山川分科会長 この点につきまして何か御質問、御意見ございませうでしょうか。

では、特になければ、次の報告事項に移りたいと思います。

「水産政策の改革の方向性について」、事務局から御説明よろしくお願いたします。

○政策統括官付参事官 それでは、参事官の矢花でございます。

資料7を御覧いただければと思います。

改革の方向性、中身につきましては、昨年11月に御報告させていただいております。政府として、水産庁として整理して、規制改革推進会議の方にも報告したものが、この色刷りの資料でございますけれども、これ、昨年12月8日でございます。政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン」という形で、その改訂を行いました。農林水、入っておるのですけれども、9番目の水産のところ、下から2つ目の赤いところがありますが、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化ということで、別紙8というのがついてございます。

1枚めくっていただきますと、縦書きの紙が出てまいります。12月8日、活力創造本部という、これは政府の、総理を本部長とします会議でございます。この中で、点線で四角く囲っております左側のところですが、適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、所得向上、年齢バランスのとれた就労構造を確立ということで、この方向性に即して検討を進め、30年、結論を得るというふうにしてございます。

右に別紙8ということで表裏、ついてございます。ここの中身については、11月にも説明させていただいたので、割愛させていただきますけれども、資源管理の関係でいきますと、1番のところ、漁業の基礎は水産資源であり、この資源を維持・回復、適切に管理す

ることが大事だということで、管理方法についても国際水準の資源評価を実施し、アウトプット・コントロールを基本に、可能な限りI Qも導入していく。こういう方向で検討を進め、ことし具体的な結論を得るべく検討を進めているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今の御説明に関しまして、御意見、御質問等よろしくお願ひいたします。

特に御発言なければ、次の報告事項に移りたいと思います。

「最大持続生産量（MSY）ベースの評価について」、事務局から御説明よろしくお願ひいたします。

○漁場資源課長 漁場資源課長です。

昨年9月20日に規制改革推進会議第1回水産ワーキング・グループが開催されました。その際に委員の一人から、日本では過去と比較して高位・中位・低位というカテゴリーで評価を行っているわけですが、欧米と同様にMSYをベースに評価をすると、どうなるのかを具体的に示してほしいというリクエストがありました。

このリクエストにお応えするために、水研機構と協力して作成したのが資料8であります。これは1月30日の第8回ワーキング・グループで説明しております。

資料を1枚めくっていただきまして、「外国での最大持続生産量の運用」というところですが、先ほど欧米と比較してということでしたので、アメリカ・EUがどのようにMSYを運用しているのかということを示したものです。

MSYの定義というのは、いろいろ変遷があるようですが、最近では「長期的に漁獲量が最大になると認定できる範囲に資源を維持する管理を行うことで得られる漁獲量」というふうに捉えて、資源評価に取り入れるようになってきているということですが、MSYの算定方法は国によって異なっているということで、アメリカは、各資源のデータ量やデータの有無に応じて、「漁業がなかったと仮定したときの資源量の30%~40%」を維持する管理を行うことで得られる量をMSYと捉えている。データがないものについては、生物学的な知見で、経験的に妥当な漁獲圧で漁獲したときの漁獲量をMSYと捉えるといったような運用をしている。

EUについては、「再生産が安定する資源量の限界値に安全率1.3~1.4を乗じて得た資源量」を維持する管理を行うことで得られる漁獲量をMSYと捉え、運用を行っていますが、今後、資源ごとの再生産関係のデータが利用できるものについて、長期的に漁獲量が最大となる漁獲圧を算定して、その漁獲圧で漁獲したときの漁獲量をMSYとする、そういう方式に移行するという方向であるというふうに聞いております。

これらをもとに、水産研究・教育機構で、MSYの試算を行っていただきました。

我が国の資源評価対象の84系群のうち、再生産関係が利用できる32系群について、「資源ごとの再生産関係のデータを用いて長期的に漁獲量が最大となる漁獲圧（FMSY）を算定し、その漁獲圧で漁獲したときの漁獲量をMSYとする」という考え方をもとに暫定

的にMSYを計算しました。これはEUが今後移行しようとしている方法に類似したものであります。そのようなMSYが得られるの親魚量をSSB_{MSY}というふうにして、算出をしました。

ただ、この試算値の対象には、環境の変動などの影響を大きく受けるものもありまして、どの期間のデータを使うのかによって算定結果が大きく変わったり、また試算の過程で、実際にはデータと理論の間に大きな乖離があるものもございますので、今後、更に精査をするとともに、代替値の検討ということも必要であるというふうを考えております。

実際に計算したのが、その下に並べている表であります。一番左に資源評価を行っている系群を書いてありまして、量の単位、これは万だったり千だったり百だったりするので、ここに注意をいただきたいと思います。左から順番に親魚の資源量で、2015年の親魚資源量、それからこの計算によって出したSSB_{MSY}の資源量を出して、そのSSB_{MSY}に対する2015年の親魚量というのをCとして出してあります。漁獲量は、Dが2015年の漁獲量で、Eがこの計算で出したMSYで、そのEとDの差、つまりこの計算で、理論的にどのぐらいの増大が見込めるのかというものを出したのが、Fの値です。数字は、見ていただければと思います。

その後、4ページ、5ページ、6ページと、ずっと表が続いておりますが、7ページまではカテゴリー分けを、それぞれTAC対象と非対象で分けたり、資源水準によって分けたりして出したもので、データとしては同じものです。

8ページを見ていただきたいのですが、外国の分類基準を当てはめた場合の比較ということで、アメリカの分類基準、これは、資源状態と漁獲圧力というのを示して、乱獲か適正、あるいは漁獲圧力が過剰か適正かというふうな出し方をアメリカはしているわけですが、この分け方で、先ほど計算したものを分けてみるとどうなるのかというのを示したのが、この表なのですが、先ほど御説明したように、アメリカと日本とで、計算の仕方が違いますので、単純に比較はできない点について注意いただきたいと思います。

アメリカの場合は、漁獲がない場合の資源量の30~40%をMSYとして、そのMSYを達成する水準の2分の1未満であれば、資源状態は乱獲というふうにみなしている。漁獲圧がMSYを達成する水準を超えたら、それは過剰だというふうにみなしているわけですが、同じ当てはめを日本のやり方で出したMSYで計算したのが、左の図です。MSYの出し方そのものが違いますので、単純な比較はできないのですが、御参考までに見ていただければと思います。

それから、その裏が、同じようにEUの分類基準によって、分けたものと比較したのがこの表です。これもEUはEUの出し方でMSYを出しているわけですが、それがMSYを達成する水準未満の資源量であれば、資源状態は乱獲である。漁獲圧がMSYを達成する水準を超えたら漁獲圧力は過剰であるというふうに分類しておりまして、日本のやり方で出したMSYで同じ計算をすると、こういう結果になりますという表です。

このような資料を、水産ワーキング・グループに対しても説明しております。

これはもうすぐ議事録など公開されると思いますので、そのときの議論などはそれを参照していただければと思います。

説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今の御説明に関しまして、御意見、御質問等よろしくお願ひいたします。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。

まず、MSYという単語自体を、かなり久しぶりに聞いたぐらい、もうMSYというものの自体にかなり批判というか、計算しても余り意味がないとか、既に御説明いただきましたけれども、非常に計算自体も難しいし、計算しても環境要因が非常に大きくて、余り意味がないようなものだという批判を、かなり昔に聞いた覚えがあるのですが、それがなぜ今ごろになってこの規制改革推進会議から「出してみなさい」という話になったのか。

そもそも何でそんな古い話を今、持ち出しているのかというイメージが、資料を見て思いましたので、それを、すみません、こちらでお聞きするより、規制改革推進会議に聞きなさいという質問かもしれませんが、それが1点です。これは質問です。

もう1点危惧していることとしまして、恐らくこの資料の中で、一番大事な部分というものの一つが、この2ページの(1)の上の黄色のところです。今、丁寧に御説明いただいたところだと思うのです。

また、それから1ページのアメリカとEUのやり方と、また日本が違うということだと思うのですが、恐らく取り上げられる部分としては、この実際の試算を用いて、例えばCの値が随分低いのが多いじゃないとか、もっといきますと、8ページで、日本は84系群しかやっていないのか。米国は473系群もやっているとか。でもよく見ると、米国は不明が293もあつたりするのに、そこは削られてしまうとか、そういうことです。

数字のひとり歩きを非常に危惧しますので、その辺、そのあたりをどのようになっているのかということをお教えいただければと思います。

両方とも質問でした。すみません。よろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 高瀬漁場資源課長、よろしくお願ひします。

○漁場資源課長 なぜ今さらMSYなのかということですがけれども、日本ではそうなのだけれども、ここでいっている、欧米はそうではないというふうな認識を持たれている方もおられて、日本がMSYというものを余り実用的なものではないということで、余り顧みてこなかった間に、欧米では実用的なものにすべく努力が続けられていたというふうな御批判といいますか、御指摘といいますか。そういうものを受けております。

具体的に言いますと、水産学科に入ったときに最初に習う余剰生産モデルのこういう、皆さんよく御存じの図がありますけれども、ああいう、MSYはどこかの一点にあるというふうな考え方ではなくて、もう少し柔軟に、ここにも書いてありますけれども、長期的

に漁獲量が最大になるような範囲に資源を維持する管理を行うというふうなことで得られるものを、MSYというふうに捉えて、柔軟に漁業の管理に利用してきたというふうに聞いておきまして、そういう手法を日本でも取り入れるとどうなるのかというふうなことを試算してほしいというのが、委員のリクエストでした。

そういうことですので、おっしゃるとおり、なかなかMSYって特に浮魚については使えないのではないかという話は昔からありましたけれども、それをいかに実際に使えるようなものにしていくのかというふうなことも、検討していく必要があるのではないかとこのように思っているところです。

それから、2ページ以降の表のCの値が低いのではないかという話とか、84系群しかやっていないのではないかという、まさにこれを御説明した場でも、そのような御指摘を受けました。

先ほどいろいろ予防線のように御説明しましたがけれども、いろいろな条件で算定結果というのは大きく変わってくるというふうなことが1点あります。

また、なかなかデータの数の限りなどもありまして、実際に計算してみると、理論と合わないとか、そういうものもあります。

やはりこれも同じように御指摘を受けたのですけれども、それでもなお、アメリカやヨーロッパはこれで管理しているのでしょうか、日本もできないわけではないのではないのかというふうな御指摘もありましたし、あと、この数字が低い、高いという話とは別に、この増大漁獲量という右側の数字を見ると、まだ日本の漁業にも大きなポテンシャルがあるのではないかとこのようにお話もありましたし、そこはいろいろ見方によって、捉え方も違うのかなというふうに思っております。

84系群しかやっていないという御指摘についても、なるべく資源評価対象種は、今後ふやしていこうというふうに思っております。これ、何日か前の業界誌に出ていましたけれども、お金がないから資源評価はやらないということではなくて、アメリカと日本と、予算規模を比べてもそんなに変わらないのに、アメリカはこんなにたくさん評価しているじゃないかというふうな記事がありましたけれども、逆に言えば、限られた予算の中でできる範囲のことをアメリカもやっているということなのだろうと思いますし、そういういろいろな制約がある中で、なるべく評価対象種を増やすなり、資源評価の精度を上げるなりという努力をしなければいけないのだろうというふうに思っております。

○山川分科会長 東村委員。

○東村委員 御説明どうもありがとうございました。

私が、こういう批判があるのではないかと申し上げたことは、私の批判ではございませんので、あくまでも私が危惧している批判だということを御理解いただければと思います。

私自身は、ざっくりしたのをたくさんやるよりは、きっちりしたのを84系群でやるのも一つのあり方かなと思いますし、そのほかの点についても、御説明いただいたことは全く反対したり、批判したりするような立場にはございませんのでよろしく願いいたします。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 コメントなのですから、技術的なコメントなのですから、例えばMSYのこの定義、いろいろですよね。どうにでもなるというか、自分の国の都合のいいように、定義できちゃうと言え、できちゃうわけですよね。というのがまず1点。

本当にMSYって計算したら、多分、こんなにEUもアメリカもっていないのではないかという気がします。例えば漁獲開始年齢を上げると、大分、結果が違って来るわけなのです。国際会議でやっているMSY、神戸プロットなんかも、あれ、現状のセレクトィビティ、仮定して計算しているのです。最適な漁獲開始年齢、つまり小型魚をとらないでやったら、MSY、3倍とか、でっかい値になるのです。そうすると、現状の漁獲は全然大分、かけ離れている形に、違う結果になって出てくるわけなのですから、こういう数値には、こういうポリティカルなものも大分含まれているということも知っておいていただきたいということです。

それから、もう1点、外国でいろいろこういうのが進んでいるということなのですから、一つには、日本の科学者の地位が低いというのがあるのです。日本の科学者、外国の場合は、科学者が行司なんです。科学者の意見が通る、ステータスが、社会的地位が高い。日本はこうやって集まった、私もそうですけれども、one of themです。だから、そういう意味ではバイオロジカルな機運が、世の中にはなかなか流布しにくいという状況にもあるわけです。これはコメントです。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

山内委員。

○山内特別委員 たびたび申しわけありません。山内です。

すみません。ちょっとお伺いしたいのですが、この規制改革推進会議の中でMSYの議論をしたというところで、よく国際的な議論の中では、MSYまたはそれに準ずるような指標というような表現のされ方がよくあるのですけれども、MSYの議論の中で、もしかしたら、これも議事録を拝見した方がいいのかもしれないのですけれども、その代替になり得るような、そういった指標であったり、同じように資源の管理であったり資源回復という計画を立てるときの指標になるような、そういった科学的な数字であったり、指標の議論というのはされているのでしょうか。

○漁場資源課長 今おっしゃっているのは、規制改革会議の中でということですか。

そこまでの技術的な話というのは出ていないと思いますが、今、おっしゃっているのはSSB_{MSY}にかわる、例えば米国が採用しているような代替値とか、そういうことでしょうか。

そこについては、何をMSYとして採用するかというのは、今、田中委員がおっしゃったように、非常にいろいろな要素があって、まず、技術的に出せるのかどうなのか、デー

タがそろっているのかとか、いろいろな要素があると思います。

それを踏まえて、何を採用するのかということになるべく……なるべくといいますか、透明性のある形で皆さん納得できるような形で、まず決めていかなければいけないのだらうと思っておりますし、それが、科学的根拠のあるものでなければいけないというふうに考えております。

○山川分科会長 ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

では、特になければ、「その他」に移りたいと思います。その他ですけれども、何かございますでしょうか。

特にございませんので、次回会合の日程について、事務局から御案内をよろしくお願ひします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

次回の資源管理分科会ですが、例年どおり5月下旬をめどに開催をお願いしたいと考えております。

何か緊急な必要が生じて、それ以前に開催することとなる場合には、できる限り早期に御連絡させていただきたいと思ひます。

いずれにしても、日程につきましては、後日、事務局から調整させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 5月下旬ということだそうですね。よろしくお願ひいたします。

以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

本日は長時間にわたり御議論いただきまして、大変お疲れさまでございました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。